

令和5年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第2回評議員会 議事録

招集年月日 令和6年3月5日(火)
開催日時 令和6年3月28日(木) 午後2時00分～午後2時44分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室
出席評議員 野口文男、立原ひろみ、野口芳夫、菅谷清美、境 政一、柴田紘子、細田喜代美、
草薨正良、平島幸子、幸保雅行、谷中照子、野中敬子、高木京子、安藤 渉、
埴 昇、山家多美子、池田克久、塚本陽子、高橋 等、坂本鉄夫、山間松代、
大塚正勝、府馬愛子(全23名)
出席役員名 石田 進(会長)、狭山利和(常務理事)

定刻前に事務局より理事会の中で出された意見について報告した。

事務局(橋田勝事務局長)

社会福祉協議会の理事会及び評議員会などの会議では、“協議会”、協議をするところの組織であるため、ぜひ忌憚のないご質問、ご意見を出していただき、皆さんの取り組みと社協の取り組みそのものがこれから神栖市民にとってプラスになるような協議ができるよう雰囲気づくりをしてほしいと理事会の中でお話がありましたので、皆さんも遠慮せずに会議の中ではわからないこと、こういうことをやってもらいたい、こういう部分が気になるなど、どんなことでも構いませんので、ご発言いただければありがたいと思います。

定刻に令和5年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会を開催した。

評議員総数31名中23名の出席により、定款第16条に定める決議要件を充たし、評議員会が成立したことを事務局から報告した。石田進会長挨拶の後、定款第15条に基づき議長選任を行い、全員一致で、坂本鉄夫評議員を議長に互選した。議事に先立って、菅谷清美評議員、山家多美子評議員を議事録署名人に選出した。

議 事

議案第1号 補欠役員(理事)の選任(案)について

事務局(相良光浩センター長)

資料1ページをお開きください。現在社会福祉協議会の理事は18名で構成されていますが、令和6年3月31日付をもって狭山常務理事及び五十嵐清美理事から辞任届の提出がありました。また、高安桂一理事については行政の中の役職交代によって3月末日をもって退任となりました。そのため後任者の選任について、評議員会でお諮りするものです。資料3ページは後任理事の選任案となりますが、狭山利和常務理事の後任者は、野口修一さんを選任するものです。野口修一さんについては学識経験者として元市の職員ですので、行政経験者ということでの選任です。五十嵐清美理事の後任者は、神栖市議会からの推薦で、新たに議長に選任された額賀優さんを新たに社協の理事として選任する内容です。高安桂一理事の後任については、神栖市福祉部長に令和6年4月1日より着任予定の日高篤生さんを新たな理事として選任する内容です。任期としては現理事の残任期間となり、令和7年度の定時評議員会までとなります。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第2号 社会福祉事業区分 収支補正予算(案)について 事務局（相良光浩センター長）

資料4ページをお開きください。令和5年度の当初予算から減額をする内容の補正予算となります。提案理由としては、令和5年度の収支について法人全体では問題は発生していませんが、当初予算編成時と実際の執行に差異が生じ、一部の収支項目について執行計画の見直しを行う必要があります。もともと予定していた職員採用が予定通りに実施できなかったため新規採用の枠として確保していた予算が不要となったこと、期間中に退職者や休職者が発生したためその分の人件費が不要となりました。いずれも正職員の設置にかかる費用で正職員の設置に関しては神栖市から職員設置費助成金をいただいている関係もあるため、人件費支出の予算を減らすのと併せてそれに対応する市からの助成金収入も同じ金額を減額する内容です。また、職員の配置計画も変更となりました。特に生活福祉資金特例貸付フォローアップ事業に従事する人員を配置換えなどで対応し、その区分の中で若干の費用の入れ替えが発生したため、その分も補正予算として提案させていただきます。会計全体のお金の動きは資料5ページに記載した通りとなっています。今回減額補正の対象となっているのは、社会福祉事業区分の中の社協自主事業、地域福祉推進事業(法人本部)の当初予算から19,866,000円の減額をします。併せて職員退職手当積立事業の当初予算から750,000円を減額する内容となっています。合わせまして今回の補正予算では20,616,000円の減額をして、補正後の予算現在額は226,331,000円となります。今回の減額補正については、いずれにしても不要となった部分での減額のため、事業の執行や事務の運営に支障は出ていません。資料の6ページから8ページまでは、今回補正の対象となった各拠点区分、あるいは勘定科目ごとの補正額の内訳となっています。事務局からの説明は以上となります。

（坂本鉄夫議長）

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。補正予算(案)についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

（草薨正良評議員）

資料4ページの補正理由の部分で(1)の減額と(2)の調整の関わり合いについて、私自身勉強不足なもので教えてください。人員の入れ替えによって減額が発生しているということなのでしょうか。

事務局（相良光浩センター長）

ご質問ありがとうございます。補足説明をさせていただきます。補正理由の(1)と(2)は関連します。草薨評議員のご指摘のとおり、予算の入れ替えをしています。具体的には(2)にある生活福祉資金特例貸付フォローアップ事業に従事する職員は新採職員を見込みながら予算を編成していましたが、計画通りに採用ができなかった関係で、法人本部の人件費を充てていた職員を生活福祉資金特例貸付フォローアップ事業に配置換えをして、併せて予算の使い道も入れ替えています。結果として法人本部の人件費として不要となった部分は職員設置費補助金の対象となるため、減額としては補助金収入の対象となる人件費、それに対応する補助金を同額減額したというのが今回の一番の大きな理由です。

（草薨正良評議員）

わかりました。丁寧な説明ありがとうございます。

他に質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第3号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について

事務局（相良光浩センター長）

資料9ページをお開きください。社会福祉協議会の常務理事の報酬は、常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程に定めており、現在の報酬は月額28万円となっています。この月額については、市役所の職員あるいは市の関連団体の60歳を超えて雇用されている方の報酬と均衡を図っていくという観点で、これまでも見直しをしてきました。今回は公務員の定年延長や再任用制度の導入などにより、60歳を超えて勤務する市の職員または市の公的支援を受ける公益団体の60歳以上の報酬と本会常務理事の報酬の均衡を図るために増額する内容となります。改正案については資料2ページになります。第2条報酬のところになりますが、常務理事の報酬は月額28万円から月額30万円に変更させていただきたく提案をします。この月額については、市の再任用職員の短時間勤務の方との均衡を考えて制定したもので、同じような改正が市シルバー人材センターや市文化・スポーツ振興公社でも同様の改正が図られているため、本会としても均衡を図るために令和6年4月1日より変更させていただきたいと考えています。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第3号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第4号 令和6年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

坂本鉄夫議長から、議案第4号は資料を事前送付しているため朗読を省略し、重点項目のみの説明とすることを提案され、評議員全員の同意を得た。

事務局（荒井真由美事務局次長）

資料11ページに掲載してある提案理由により、令和6年度事業計画(案)を策定しましたので資料の説明をさせていただきます。別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」の1ページをお開きください。令和6年度は、第5次地域福祉活動計画の最終年次となります。本会の活動の本質は、行政や他機関・団体の連携をもとに地域に暮らしている住民の生活の課題を発見し、地域の中で話し合いながら課題解決に向けて協力し合える関係をつくることにあります。そうした使命に基づいて活動の中心は、引き続き行政や他の機関では取り組むことが困難な社会福祉の整備が遅れていた、所謂支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図ることを事業計画の基本方針とします。

令和6年度、中でも重点的に取り組むのは別添資料1ページの中段に記載がある3つとなります。1つ目は、地域密着型の福祉相談の専門職である「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」の配置を継続して、こころの相談やひきこもり家族相談、成年後見制度利用相談などの専門相談をさらに充実させることによって、複雑多様化する市民の皆さんの生活課題の解決を図っていくものです。2つ目は、対応職員に厚みを加えて「福祉後見サポートセンターかみす」を強化していきます。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定に支援が必要な方の権利を守る活動として、身上監護と財産管理の両面から法律的に援助を行う成年後見人を本会が法人として受任する法人後見受任事業と制度促進の利用に向けた事業の啓発を積極的に展開していきます。さらに、後見制度以外の支援策として認知症高齢者の増加と相まって年々利用ニーズが高まっている日常生活自立支援事業についても、スムーズに活用いただけるように市や関係機関との連携をこれまで以上に図りながら取り組みを進めていきます。3つ目は、物価高騰等により依然として経済状況に課題を抱える世帯に対する生活困窮関連の事業です。生活福祉資金(特例貸付)借受人に対するフォローアップ支援を継続するとともに、市の受託事業である「生活困窮者自立支援事業」において、生活保護に至る前の段階で困窮されている方の経済的自立に向けて就職活動中の家賃を補助する住居確保給付金の活用と、「就労準備支援事業」や「家計改善支援事

業」の一体的な相談支援を個々の事情に合わせて行っていきます。以上の重点事業と併せて2ページから8ページに渡る各事業として児童・青少年を対象とする福祉教育出前講座や多発する災害に備え災害ボランティアセンターの受け入れ体制の更なる整備、また、人事評価の本格的な導入によって人事管理体制の強化、更には本会の次期中長期計画となる第6次地域福祉活動計画の策定などを合わせて「私たちでつくるやさしいまち」の基本構想のもと、地域住民をはじめボランティアの皆さん、民間事業所、行政等との協働を基盤とし、神栖市が真のノーマライゼーション社会へ近づけるように令和6年度の事業計画を策定しました。事務局からの説明は以上となります。

（坂本鉄夫議長）

はい。それでは事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入りたいと思います。事業計画(案)についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

（草薨正良評議員）

事業計画(案)の1ページ、福祉後見サポートセンターかみすの項目の中で、“日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行“とありますが、これは何を意味しているのでしょうか。

事務局（荒井真由美事務局次長）

ご質問ありがとうございます。まず日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いを説明します。日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が低下した方と契約をして、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いするもので、社会福祉事業に位置付けられています。判断能力低下の状態に確定した診断は必要ありませんが、契約行為が必要なため契約能力が求められます。契約後に判断能力の低下が進み、契約していた内容を理解できなくなってしまった場合は成年後見制度への移行となります。成年後見制度は民法に定められているもので、判断能力が低下された方でもお医者さんからの確定した診断が必要となります。また家庭裁判所に申立てをして審判を経て、例えば社会福祉協議会が後見人ですよという形になった場合は、登記された後、よほどのことがない限り変更はありません。日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度へ移行するケースも増えてきていますので、そういった内容を事業計画に記載しています。ちなみに現在、日常生活自立支援事業の利用契約者は市内で約30名います。成年後見制度へ移行したケースも何件ありますが、今年度社協が後見人として受任して活動をしている方は5名いますが、先日1名がお亡くなりになり、後見活動を終了して最後の看取りまで対応をさせていただきました。そういった形で両制度を上手く一体的に社会福祉協議会が実施することでスムーズな移行ができ、市民の方にもメリットがあると思います。神栖市社協と同様の活動を展開しているのは県内では14の市町村社協があります。鹿行地域では神栖市社協だけとなります。今後、判断能力が低下した方の支援や相談、福祉後見サポートセンターの利用ニーズは増えてきますので、担当職員に厚みを加えて積極的に展開していく令和6年度の計画となっています。

（草薨正良評議員）

私の最初の感覚では、事業や制度そのものが移行するのかなと思っていましたが、今の説明では対象となる個人の方が事業から制度へ移行できるということですのでよろしいでしょうか。

事務局（荒井真由美事務局次長）

その通りです。

他に質疑はなく、議案第4号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第5号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第6号 令和6年度 公益事業区分 収支予算(案)について

坂本鉄夫議長から、議案第5号と第6号まではいずれも同内容の予算(案)のため2件を一括審議することの説明がされた。

事務局（相良光浩センター長）

具体的な予算(案)については別添資料「令和6年度事業計画書及び収支予算書(案)」資料9ページ以降に掲載しています。ただいま決議をいただいた令和6年度事業計画を実現していくためのお金の動きを計画化したものが収支予算(案)です。9ページには来年度の社会福祉協議会全体の予算の概要を説明する書類として総括表を用意しています。左側に事業区分と拠点区分の名前、次に5年度予算、その次に今回審議いただく6年度予算(案)、増減欄については6年度予算から5年度予算を引いた額、6年度予算が少ない場合は△マークが付いています。社会福祉協議会の事業区分としては、社会福祉事業区分と公益事業区分の2つの区分で予算編成をしています。令和6年度の社会福祉事業区分の予算は217,878,000円で編成をしました。内訳としては、社協自主事業、受託事業、障害者計画相談事業、基金積立事業、職員退職手当積立事業という形で、さらに自主事業と受託事業については事業ごとにサービス区分を設けて予算管理をしています。予算の内容については、概ね令和5年度に引き継いで令和6年度事業計画を策定しているため予算額についても令和5年度をベースとした編成となっております。一部終了する事業、「ことばと発達の相談室」については、令和6年度の予算編成からは除外し若干の減額予算となっております。なお、「ことばと発達の相談室」については、令和6年4月から神栖市障がい福祉課を窓口として移行することになっており、現在利用している方全員が移行完了しています。受託事業拠点区分については、一部減額もありますが、概ね令和5年度と同規模の委託を予定した予算編成となっております。

公益事業区分の「公告・自動販売機設置事業」の予算が377,000円減額となっておりますが、もともと社会福祉協議会が法人化以来、市内の公共施設などに自動販売機を設置させていただいて、売り上げの一部を社協の収益という形で財源にしてきた取り組みでしたが、令和6年4月からは市内の福祉団体の自主財源としてご活用いただけるように、契約の主体を完全に移行させる計画で現在手続きを進めています。その関係で本会の当初予算からは減額という形で編成をしました。資料10ページ以降はそれぞれの事業区分ごとの勘定科目別予算内訳書となっております。見方としては偶数ページと奇数ページを見開きで見ていただく形で、左側から勘定科目、前年度予算、当年度予算、増減となりまして、右側のページは当年度予算の編成額の拠点区分ごとの内訳となっておりますので、勘定科目ごとに横に見ていただく形で確認をお願いします。事務局からの説明は以上となります。

審議に入り質疑はなく、議案第5号及び議案第6号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

閉会前に事務局より報告及び連絡事項あり。

(報告) 狭山常務理事が3月末をもって退任となるため、退任あいさつあり。

(連絡) 次回は定時評議員会として6月下旬の開催予定。決定次第案内を送付する。

以上をもって、令和5年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会は終了となる。